恩納村地球温暖化対策実行計画

事　務　事　業　編

恩　納　村

平成　25年　3月

目　次

第１章　地球温暖化問題 1

1.1　平均気温の上昇 1
1.2　地球温暖化のメカニズム 2
1.3　地球温暖化の影響 3
1.5　沖縄県における地球温暖化影響 5

第２章　地球温暖化問題に係る国内外の動向 7

2.1　地球温暖化問題に係る国内外の動向 7
2.2　地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） 8

第３章　計画の基本的事項 9

3.1　計画策定の基本的な考え方 9
3.2　実行計画による効果 10
3.3　基準年度・計画期間 11
3.4　計画の対象範囲 11
3.5　対象とする温室効果ガス 12

第４章　温室効果ガス排出実態 13

4.1　温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量 13
4.2　施設別排出量 14

第５章　計画の目標 15

5.1　温室効果ガス削減目標の基本的な考え方 15
5.2　温室効果ガスの削減目標 15

第６章　目標達成に向けた取り組み 17

6.1　財やサービスの購入・使用にあたっての配慮 17
6.2　建築物の建築・管理等にあたっての配慮 18
6.3　その他事務・事業にあたっての配慮 19

第７章　計画の推進 21

7.1　推進体制 21
7.2　進行管理 23
7.4　計画の取り組み成果の公表 24
7.5　職員に対する研修・情報提供 24

資　料　編 25

第１章　地球温暖化問題

1.1　平均気温の上昇

世界の平均気温は、2005 年までの約 100 年間の間に、0.74℃上昇しました。特に、最近 50 カ年の気温上昇は、過去 100 年間の上昇速度のほぼ 2 倍に相当し、近年になるほど温暖化が加速していることが分かります。

また、沖縄県においても、過去 100 年間で約 1℃上昇しています。

◎世界の平均気温の上昇

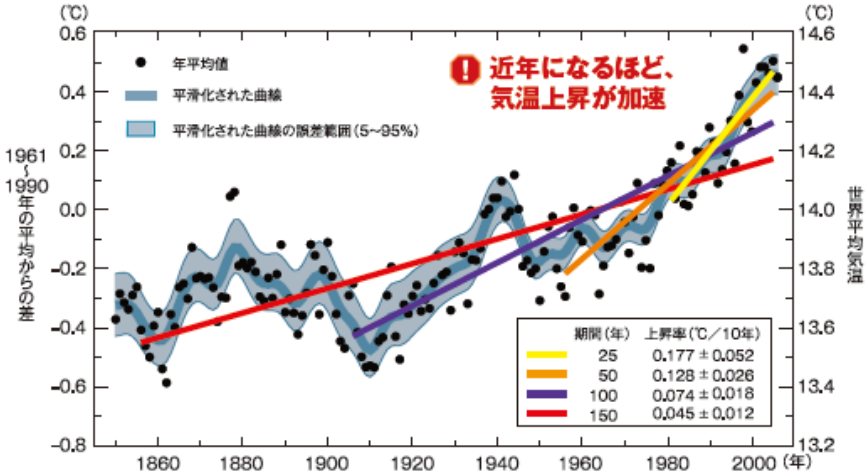

出典：「STOP THE 温暖化 2012」　環境省

◎沖縄県の平均気温の経年変化

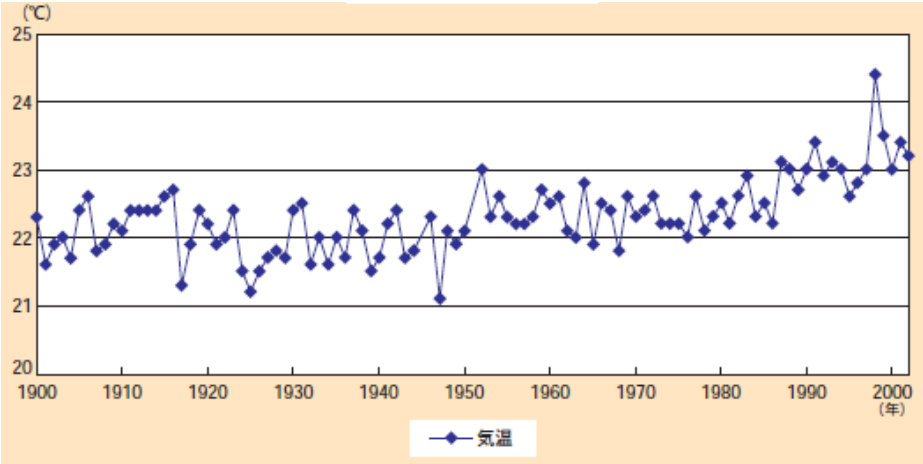

出典：「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」　沖縄県　2003 年

1.2　地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー（太陽光）と地球から宇宙空間へ放出されるエネルギー（主に赤外線）のバランスで、ほぼ一定（平均気温 14℃）に保たれています。

しかし、現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスの濃度が上り、地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。

実際に、沖縄を含む日本各地で温室効果ガス（二酸化炭素等）濃度の上昇が確認されています。

◎　地球温暖化のメカニズム

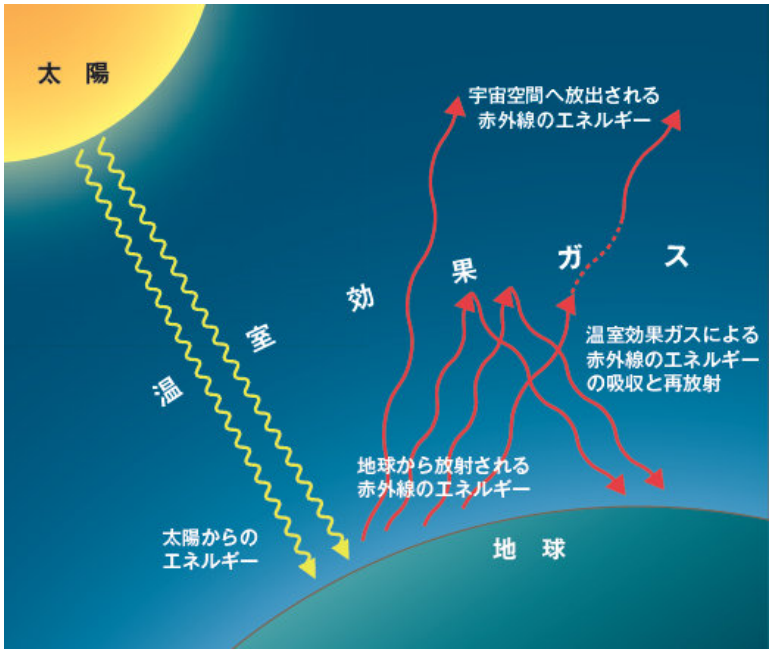

出典：パンフレット「STOP THE 温暖化 2012」　環境省　2012 年

◎　日本の各地における二酸化炭素濃度経年変化

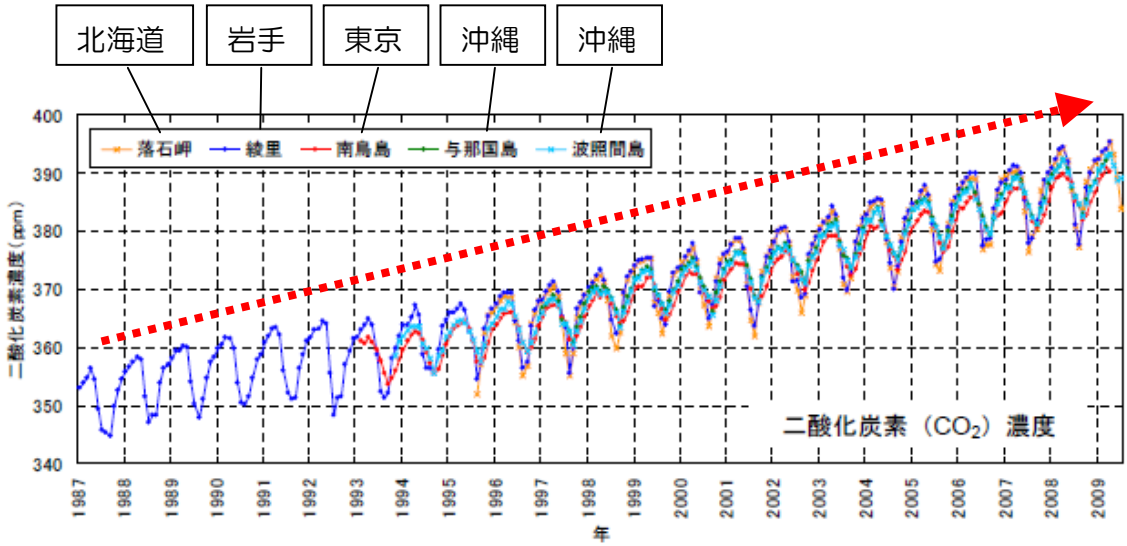

出典：『「日本の気候変動とその影響」　文部科学省 気象庁 環境省　2009 年』を元に作成

1.3　地球温暖化の影響

2007 年 12 月に発表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 4 次報告書によると、今後 100 年の間に 1.1～6.4℃気温が上昇すると予測されており、また、地球温暖化により生じる影響は自然環境や人間社会と多岐にわたります。

地球温暖化の進行による影響は、地球規模でみると、海面が上昇し、数多くの島々が海に沈んでしまうリスクの増大があります。また、地球温暖化は、各地で水の循環に影響を与えることにより異常気象を起こし、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域も出てきます。この結果、地域により穀物生産性の変化が顕著に現れます。さらには、気温上昇による熱中症患者の増加やデング熱や日本脳炎が発生する可能性が高まる等健康への影響や、サンゴの白化現象等などの生態系への影響も懸念されています。

特に、沖縄を含む日本は、沿岸域に人口・産業が集中しており、このような地域は地球温暖化に対する脆弱性が高いと考えられます。

◎　地球温暖化の影響の事例

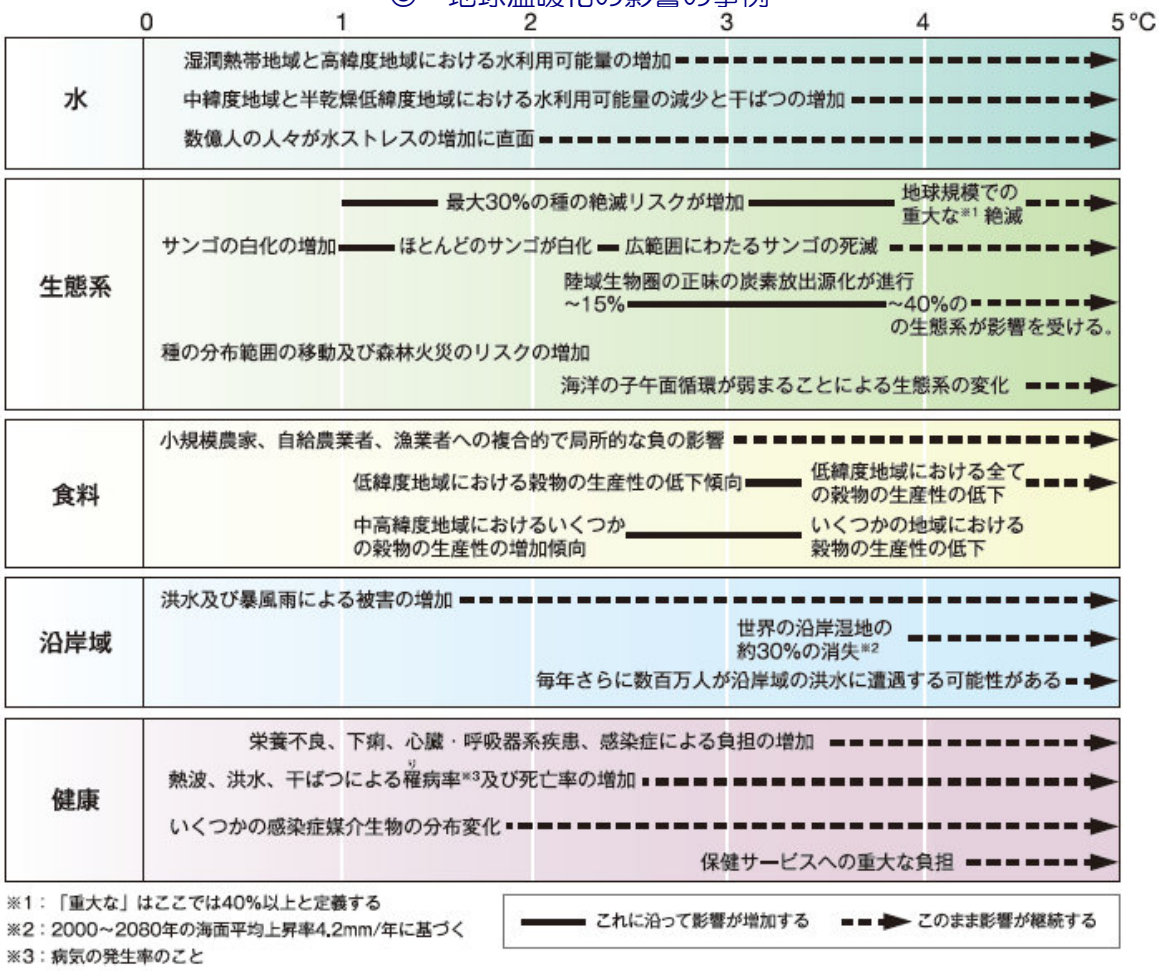

出典：パンフレット「STOP THE 温暖化 2012」　環境省　2012 年

◎　頻発する極端な気象現象

頻発する極端な気象現象

― 最近起こった主な自然災害 ―

出展：環境省「STOP THE 温暖化 2008」

熱波

●ヨーロッパ　2007年4～8月

ヨーロッパの広範囲で異常な高温となった。南東部では6～7月の熱波によって300人以上の死亡者が報告された。

干ばつ

●中国　2007年9～11月

11月に中国全土で121万ヘクタールの農作物が干ばつの影響を受けたと報告された。江西省のカンチョウでは、9～11月の3カ月間の降水量が平年比で約1割であった。

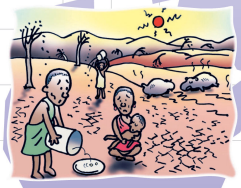

干ばつ

●エチオピア・アフリカ南部　2004年～2月

エチオピアでは干ばつのため700万人以上が食糧不足。また、モザンビーク、ジンバブエなどでは数百万人、南アフリカ共和国では1,500万人が食糧不足と伝えられた。

森林火災

●アラスカ　2004年6～9月

アラスカでは過去最悪の森林火災となり、6月以降、約250万ヘクタールが焼失。

サイクロン

●ミャンマー　2008年4～5月

4月末にミャンマーにサイクロン「ナルギス」が上陸。暴風や高波によって、7万人以上の死亡者、5万人以上の行方不明者が報告された（2008年６月現在）。

ハリケーン

●アメリカ　2005年8月

8月下旬にフロリダ半島にハリケーン「カトリーナ」が上陸。その後、一旦メキシコ湾に抜けたが、ルイジアナ州に再上陸。このときの中心気圧は920ヘクトパスカルで、ルイジアナ州を中心に大きな被害をもたらした。

サイクロン

●バングラデシュ　2007年11月

11月中旬にサイクロン「シドル」が発生し、バングラデシュに上陸。バングラデシュでは、死亡者が3,000人以上、被災者は870万人以上と報告された。

大雨

●ブラジル　2003年12月～2004年2月

12月末から大雨による洪水や土砂崩れが各地で発生し、2月中旬までに160人以上が死亡、約23万人が避難。

被害額は近年、急増している

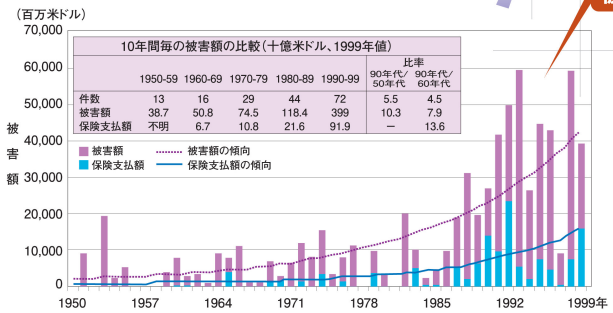

10年間毎の被害額の比較（十億米ドル、1999年値）

	1950-59	1960-69	1970-79	1980-89	1990-99	比率 90年代／50年代	比率 90年代／60年代
件数	13	16	29	44	72	5.5	4.5
被害額	38.7	50.8	74.5	118.4	399	10.3	7.9
保険支払額	不明	6.7	10.8	21.6	91.9	―	13.6

■ 異常気象による被害額と保険支払額の推移　出典：IPCC第3次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センター

http://www.jccca.org

JCCCA Japan Center for Climate Change Actions

出典：パンフレット「STOP THE 温暖化 2012」　環境省　2012 年

1.5　沖縄県における地球温暖化影響

沖縄県における地球温暖化の影響として、海面水位上昇による県土への影響の他、自然環境、産業、さらには、人への健康への影響など多岐にわたることが予想されています。

◎　沖縄県における地球温暖化の影響

区分			影響の概要
県土への影響			IPCC（2001年）の予測による海面水位上昇88cmでは、水没する県土の面積は34.23km^{2}で、県総面積の1.5%に相当します。
自然	降水量・台風への影響		降水量は−5%～＋10%の幅で変化すると予測されます。台風の発生回数は減少するが、強度は強くなると考えられます。
自然	海岸環境への影響		海面が上昇することに伴い湾内は閉鎖的となり外洋の海水交換が悪くなり、水質が悪化するおそれがあります。
自然	生態系	植物への影響	地理的に限定される種や遺存的な種は、気温上昇や進入種のストレスに対して脆弱であり、貴重な植物群落は危機に直面するといわれています。
自然	生態系	動物への影響	南限種は北上を余儀なくされます。また南方系の種の進出に伴い、既存種との間に新たな競争関係が生じると考えられます。
自然	生態系	干潟への影響	前浜干潟や河口干潟などは後背地が堤防などで遮断されているため干潮時にも大部分が海面から現れることはないと予測されます。
自然	生態系	マングローブへの影響	海面上昇率が88cm/100年の最悪のシナリオでは海面上昇に追いつくことができず消失してしまうおそれがあります。
自然	生態系	サンゴ礁への影響	海面の上昇速度についていけないサンゴ礁が水没したり、30℃以上の高水温が続くことによるサンゴの白化などが懸念されます。
自然	生態系	藻場への影響	コアマモなどの温帯種は夏期の平均水温28℃～29℃の等温線が生育境界であるため、温暖化の影響により本県から消失するおそれがあります。
産業	農業への影響		イネの受粉障害による収量減少やサトウキビの低糖度問題、乳用牛の乳量減少、成豚の繁殖障害、害虫分布の北上などが予想されます。
産業	林業への影響		降水量が一定で気温のみ上昇すれば水分条件が悪化するため、同一の温度条件でも生産力は低下すると考えられます。
産業	水産業への影響		海水温の上昇によるプランクトンへの影響は魚類など高次生態系に変化をもたらし、漁獲高に影響を及ぼすと予想されます。
産業	観光産業への影響		海面水位の上昇により海岸域が水没する可能性があり、それによる海浜の消滅は観光産業に大きな影響があると考えられます。
その他	社会基盤等への影響		海面上昇によって海岸保全施設（防災施設）の機能と安定性が低下します。堤防や護岸に打ち上げる波が高くなり越波量も増加すると考えられます。
その他	人の健康への影響		熱中症の増加マラリア、デング熱など媒介動物感染症が増加すると予想されます。

出典：「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」　沖縄県　2003 年

◎　沖縄県における温暖化の影響下の生態系相互の関係

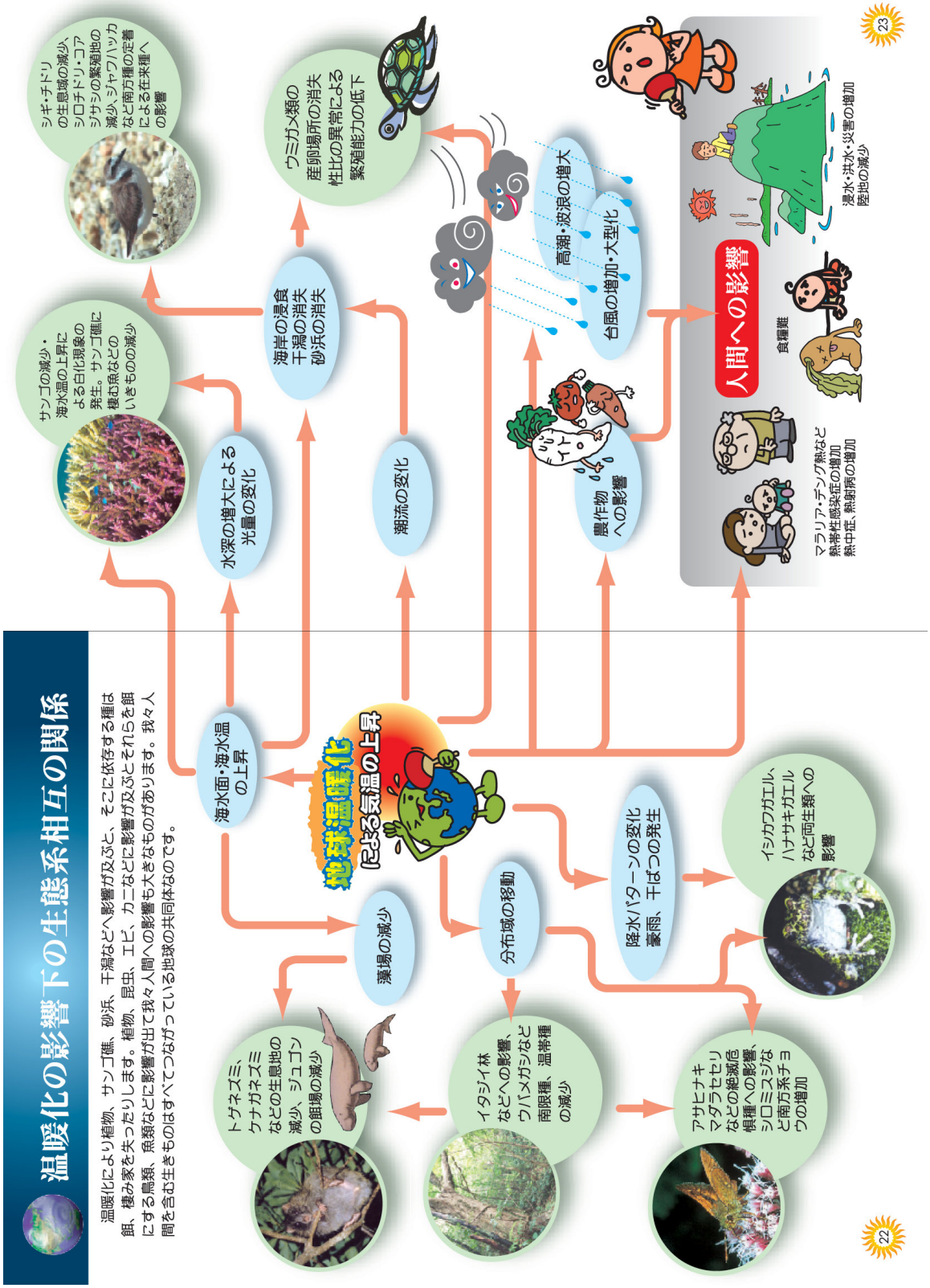

出典：パンフレット「地球温暖化のはなし ~温暖化と生態系に与える影響~」　沖縄県　2003 年

第２章　地球温暖化問題に係る国内外の動向

2.1　地球温暖化問題に係る国内外の動向

1997 年 12 月に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」で、気候変動枠組み条約の下、2008 年～2012 年の間に先進国や経済移行国間（附属書Ⅰ国）が全体の温室効果ガス排出量を 1990 年に比べ 5%以上削減することを目的とした「京都議定書」が採択され、2005 年に発効しました。

議定書は、その後 2011 年の COP17 では、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されました。我が国は第二約束期間に参加しないことを表明し、そのような立場を反映した成果文書が採択されました。

一方で、地球温暖化対策は待ったなしの状況です。我が国は、「2050 年までに温室効果ガスを 80%削減する」長期目標を掲げて、世界に先駆けて低炭素社会を構築し、環境技術で国際的優位性を確保するとともに、先進国として地球全体の問題に責任を果たすためのビジョンを発表しています。

◎　京都議定書の概要

対象ガスなど		京都メカニズム	
対象ガス	二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフロオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCｓ）、六フッ化硫黄（SF６）	排出量取引（ET）	先進国が割り当てられた排出量の一部を取引できる仕組み。
		共同実施（JI）	先進国同士が共同で削減プロジェクトを行った場合に、それで得られた削減量を先進国同士で分け合う仕組み。
吸収源の扱い	1990 年以の新規植林や土地利用変化に伴う温室効果ガス吸収量を排出量から差し引く	クリーン開発メカニズム（CDM）	先進国が途上国において削減・吸収プロジェクト等を行った場合に、それによって得られた削減量・吸収量を自国の削減量・吸収量としてカウントする仕組み。

削減約束	
基準年	1990 年（(HFCs)、PFCｓ、SF６は 1995 年とすることが出来る）
第一約束期間	2008 年から 2012 年
削減約束	国別目標（日本 6%削減、アメリカ 7%削減、EU8%削減など）

出典：『パンフレット「STOP THE 温暖化 2012」　環境省　2012 年』を元に作成

2.2　地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

我が国では、京都議定書を受けて、1998 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」を制定し、その後も改正を重ね、様々な取組を進めています。

◎　温対法の要点

条項号	要点
京都議定書目標達成計画（第８、第９条）	○　京都議定書に基づく 6%削減約束を履行するため、各主体の講ずべき対策、物質の種類その他区分ごとの温室効果ガスの目標、それらを達成するための措置等について定める京都議定書目標達成計画を策定
国・地方自治体の実行計画（第 20 条の 1～4）	○　国・自治体が、率先して削減努力を行う計画を策定 ○　きめ細かい取組を推進 ○　他の地域計画との連携
排出抑制指針の策定（第 21 条）	○　事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等） ○　日常生活における排出抑制（製品等に関する CO2 見える化推進、3R の促進）
温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度（第 21 条の 2～11）	○　一定規模以上の事業所について温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務づけ、国がデータを集計・公表 ○　事業者、フランチャイズチェーン単位での報告 ○　CDM クレジット等の活用促進に配慮
（全国・都道府県等）地球温暖化防止活動推進センター（第 24、25 条）	○　全国センター　平成 22 年 10 月 1 日、全国センター指定変更（財団法人日本環境協会→一般社団法人地球温暖化防止全国ネット） ○　地域センター　47 都道府県+4 市（熊谷、川崎、浜松、長野）が指定されている（平成 22 年 12 月 1 日現在）
京都メカニズムの取引制度（登録簿）（第 29 条～第 41 条）	○　京都メカニズムクレジット取引ルール、取引の保護 ○　植林 CDM の活用のための手続き
その他	○　日本全体の総排出量の公表 ○　地球温暖化対策地域協議会の設置 ○　森林整備等よる温室効果ガス吸収源対策の推進 ○　温室効果ガス排出量がより少ない日常生活用製品等の普及促進 ○　ライフスタイルの改善の促進

出典：『パンフレット「STOP THE 温暖化 2012」　環境省　2012 年』を元に作成

第３章　計画の基本的事項

3.1　計画策定の基本的な考え方

恩納村は、地域の大規模な事業者・消費者であることから、さらに積極的な地球温暖化対策を取り組むため、自ら排出する温室効果ガスの削減のための数値目標と、その目標を達成するための具体的な取り組みを明らかにした「恩納村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、村民・事業者の地球温暖化対策の積極的な取り組みを促進します。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の３に基づく実行計画として策定するものです。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の３（抜粋）
（地方公共団体実行計画等） 第二十条の三　都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。 ２　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一　計画期間 二　地方公共団体実行計画の目標 三　実施しようとする措置の内容 四　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項 （中略） ８　都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 10　都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3.2　実行計画による効果

実行計画による効果は以下のように考えられることができます。

①地域の足下からの温室効果ガスの排出抑制

村役場は、村の行政区域の中では職員数や事業量などからみて、規模の大きい経済主体と考えられます。このため、自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、各地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することが可能です。

②グリーン調達の推進

実行計画には、低公害車・低燃費車や太陽光等の自然エネルギーの導入といった温室効果ガス排出抑制のための措置に関する目標が盛り込まれます。すべての都道府県や市町村が具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、政府の取り組みと相まって、我が国全体としてみると、大きなマーケットを創出することができます。

③事務経費の削減

紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。実行計画の策定や実施は、地球温暖化防止上の効果と経済効果を同時に達成する、いわゆるウィン・ウィンアプローチに基づく取り組みということができます。

④温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

地方公共団体には、事業者や住民に身近な公共セクターとして、地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行うことが期待されています。自ら対策に取り組むことを通じて、対策実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、具体例を含め、事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことが可能です。

出典：「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」　環境省　平成 23 年

3.3　基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は活動量が適切に把握できる最新年度の平成 23 年度とし、計画期間はその翌年度の平成 24 年度から平成 28 年度までの５年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

◎　基準年度と計画期間

項目	年度及び期間
基準年度	平成 23 年度
計画の期間	平成 24 年度　～　平成 28 年度（5 年間）

3.4　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は下表に示す庁舎等が行う施設の運営、管理及び事務の執行に関する範囲です。

◎　計画の対象範囲

庁舎	部局等	
本庁舎	総務課、村民課、税務課、福祉健康課、企画課、建設課、商工観光課、農林水産課、上下水道課、出納室、議会事務局、農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会	
本庁出先機関	教育課	学校給食センター、恩納村博物館、山田小中学校、山田幼稚園、仲泊小中学校、仲泊幼稚園、恩納小中学校、恩納幼稚園、安富祖小中学校、安富祖幼稚園、喜瀬武原小中学校、喜瀬武原幼稚園
	福祉健康課	山田保育所（子育て支援センター含む）、恩納保育所、安富祖保育所
	その他　出先機関	

3.5　対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第２条３項には６種類の温室効果ガスが規定されています。そのうち、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）については、日本の温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことから、恩納村からの排出量も小さいものと想定されます。

したがって、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO2）の１種類の温室効果ガスを対象物質とします。

◎　地球温暖化対策推進法第２条３項に規定されている６種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	人為的発生源	地球温暖化係数（注１）	日本の排出量割合（%）（注２）	本計画の対象物質
二酸化炭素（CO2）	エネルギー起源 産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの９割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	1	94.8	○
	非エネルギー起源 セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。			
メタン（CH4）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも２～３割を占める。	21	1.6	-
一酸化二窒素（N2O）	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ３割～4割を占める。	310	1.8	-
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	140～11,700	1.5	-
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	6,500～9,200	0.3	-
六フッ化硫黄（SF6）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	23,900	0.1	-

（注１）大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO2 を１として相対値として表したもの。

（注２）2010 年度（平成 22 年度）温室効果ガス排出量（確報値）より作成。
出典：環境省　ウェブサイト（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/index.html）

なお、対象とする温室効果ガス総排出量の把握方法は「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 23 年 10 月　環境省）に準じて行います。

第４章　温室効果ガス排出実態

4.1　温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

平成 23 年度における恩納村の事務事業に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は 2,714,923kg-CO2 です。最も排出割合の高い二酸化炭素発生源は、電気使用量が 95.9%であり、以下、ガソリン（揮発油）が 2.5%、軽油が 0.9%、灯油が 0.6%、LPG（液化石油ガス）が 0.0%と続きます。

◎　発生源別二酸化炭素排出量（平成 23 年度）

二酸化炭素発生源	排出量（kg-CO2）	排出割合（%）
電気使用量	2,602,761	95.9
ガソリン（揮発油）	68,768	2.5
軽油	25,121	0.9
灯油	17,036	0.6
LPG（液化石油ガス）	1,238	0.0
合　計	2,714,923	100.0

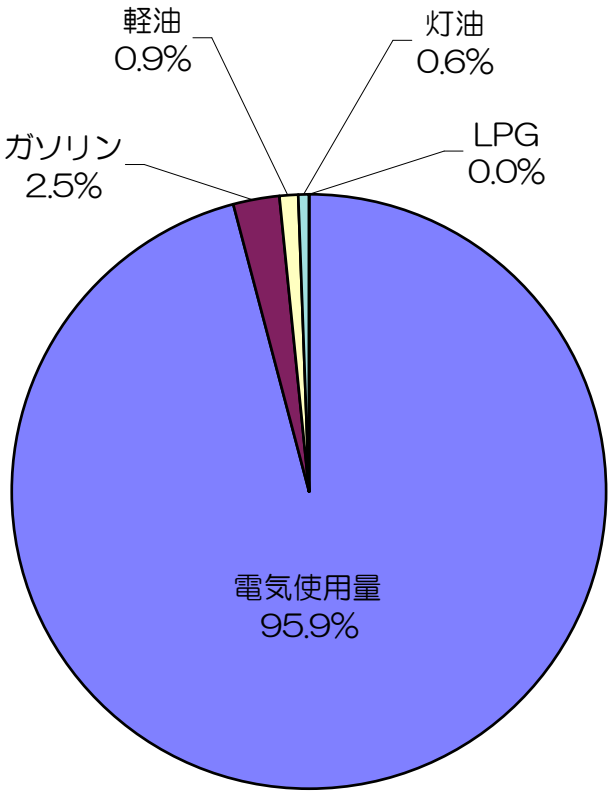

4.2　施設別排出量

施設別二酸化炭素排出量をみると、本庁舎が 627,247kg-CO2（23.1%）、本庁出先機関が 2,087,675 kg-CO2（76.9%）となります。

発生源別にみると、本庁舎は電気使用量が 542,227kg-CO2 と最も高く、次いで、ガソリンが 66,463 kg-CO2、軽油が 12,754 kg-CO2、灯油が 5,803 kg-CO2 と続きます。本庁出先機関も電気使用量が 2,060,534 kg-CO2 と最も高く、次いで、軽油が 12,367 kg-CO2、灯油が 11,233 kg-CO2、ガソリンが 2,304 kg-CO2 と続きました。

◎　施設別排出量

単位：kg-CO2

庁舎別	施設名（課等）	ガソリン	灯油	軽油	LPG	電気使用量	施設計	排出割合
本庁舎	総務課	41,404	5,803	0	0	542,227	589,435	21.7%
本庁舎	村民課	679	0	7,977	0	0	8,656	0.3%
本庁舎	税務課	3,347	0	0	0	0	3,347	0.1%
本庁舎	福祉健康課	6,535	0	0	0	0	6,535	0.2%
本庁舎	企画課	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎	建設課	6,828	0	1,714	0	0	8,542	0.3%
本庁舎	商工観光課	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎	農林水産課	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎	上下水道課（上水）	5,508	0	3,063	0	0	8,571	0.3%
本庁舎	上下水道課（下水）	2,161	0	0	0	0	2,161	0.1%
本庁舎	出納室	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎	議会事務局	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎	教育委員会	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0.0%
本庁舎計		66,463	5,803	12,754	0	542,227	627,247	23.1%
本庁出先機関	学校給食センター	845	0	12,367	0	397,235	410,447	15.1%
本庁出先機関	恩納村博物館	1,459	0	0	1	120,162	121,622	4.5%
本庁出先機関	山田小中学校・山田幼稚園	0	0	0	235	268,991	269,226	9.9%
本庁出先機関	仲泊小中学校・仲泊幼稚園	0	0	0	162	290,571	290,733	10.7%
本庁出先機関	恩納小中学校・恩納幼稚園	0	0	0	91	290,489	290,579	10.7%
本庁出先機関	安富祖小中学校・安富祖幼稚園	0	0	0	510	262,383	262,894	9.7%
本庁出先機関	喜瀬武原小中学校・喜瀬武原幼稚園	0	0	0	239	222,802	223,041	8.2%
本庁出先機関	山田保育所（子育て支援センター含む）	0	2,826	0	0	69,894	72,720	2.7%
本庁出先機関	恩納保育所	0	4,369	0	0	40,532	44,901	1.7%
本庁出先機関	安富祖保育所	0	4,038	0	0	47,972	52,010	1.9%
本庁出先機関	仲泊畑地灌漑施設	0	0	0	0	49,503	49,503	1.8%
本庁出先機関計		2,304	11,233	12,367	1,238	2,060,534	2,087,675	76.9%
総計		68,768	17,036	25,121	1,238	2,602,761	2,714,923	100.0%

注1：本庁舎の電気使用量は総務課のみでまとめている。

第５章　計画の目標

5.1　温室効果ガス削減目標の基本的な考え方

恩納村の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減にあたっては、それぞれの特性に応じて効果的に排出抑制に向けた取り組みを推進することが必要です。

このため、本計画における温室効果ガス排出量に関する削減目標は、全体に占める割合の高い温室効果ガスの排出量を中心に削減を目指します。また、職員一人ひとりが削減対策に取り組める実効的な目標設定を行います。

5.2　温室効果ガスの削減目標

本計画では、恩納村の事務事業から排出する温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素排出量）を、平成 28 年度までに平成 23 年度比で 6%削減します。

＜　温室効果ガス排出量の削減目標　＞

平成 24 年度から平成 28 年度までに、平成 23 年度実績値に対し、6%の削減を目標とします。

平成 23 年度
温室効果ガス排出量
（二酸化炭素）
2,715 t -CO2

6%削減

平成 28 年度
温室効果ガス排出量
（二酸化炭素）
2,552 t -CO2

また、個別の削減目標等は以下の通りです。

＜　個別の削減目標　＞

① 電気使用量の削減　（平成 23 年度実績に対して平成 28 年度までに 6%削減）

② 燃料使用量の削減　（平成 23 年度実績に対して平成 28 年度までに 6%削減）

第６章　目標達成に向けた取り組み

恩納村は地域の大規模な事業者の一つであることから、村内の各施設の省エネルギー対策や地球温暖化防止の視点により行動することで、率先して地球温暖化対策を行う必要があります。

6.1　財やサービスの購入・使用にあたっての配慮

１）物品の使用・購入にあたっての取り組み

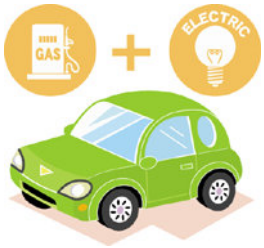

○公用車の導入は、低公害車、低燃費車等を優先的に行う
○省エネに配慮したＯＡ機器・電化製品を導入する
○事務用品はできるだけ長期使用を行う
○購入物品は、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング商品等環境に配慮した商品を積極的に購入する
○グリーン購入法基本方針に基づいた、環境負荷軽減に資する製品を購入する。

２）電気、燃料等の使用にあたっての取り組み

○昼食時、残業時には使用していない照明・パソコン等の電源を切る（窓口部署等の必要箇所を除く）
○照明の点灯は執務に必要な範囲に限る
○照明器具を定期的に清掃する
○エアコンは推奨温度等を参考に適温に設定する
○エアコンの使用期間・時間を制限する
○エアコンのフィルター等を定期的にメンテナンスする
○使用しない電気機器のプラグを抜く
○公用車の利用は必要最小限にとどめる
○公用車ではエコドライブを行う（法定速度遵守、急発進・急加速をしない、不要な荷物は積載しないなど）
○公用車の空気圧等を適正に維持する
○ガソリンの使用量を定期的にチェックし、適正な運転管理に努める

○公用車での移動時には相乗りに努める
○私物の電化製品の持ち込み・使用を禁止する
○ノー残業デーを促進する
○デマンド監視システム導入を検討する
○事務の効率化を図り、残業を削減する
○夏季における衣服の軽装化（クールビズ、かりゆしウェア等）を実践する
○冬季における衣服の重ね着（ウォームビズ）を実践する
○給湯の時間を定め、効率的に湯沸かしを行う
○パソコン・コピー機等の省電力モードを活用する
○事務用品等の購入にあたっては数量の適正化に努める
○ミスコピーを防ぐため、使用後に設定をリセットする
○扇風機やヒーター、冷蔵庫等の使用を規制する

○給湯設備がある施設は、電気ポットから魔法瓶への利用を促進する

３）水道の使用にあたっての取り組み

○節水コマ等を活用し、節水を行う
○雨水・地下水・中水を利用する
○トイレ清掃や洗車等にはバケツと雑巾を利用する

４）用紙使用にあたっての取り組み
○コピー・印刷等には再生紙を使用する
○両面印刷・コピー、1/2 印刷（2 ページ分を 1 ページに印刷）等を利用する
○文書の電子化（電子決済・電子メール活用等）を推進する
○シュレッダーを必要最小限にとどめ、再利用を推進する
○個人情報に注意しながら裏紙を活用します
○ペーパーレス FAX の利用を推進する

５）廃棄にあたっての取り組み

○マイ箸・マイカップを使用する
○マイバッグを利用する
○廃棄物の分別・減量化・資源化の徹底と周知を図る（古紙のリサイクルなど）
○生ごみについては、分別を徹底し堆肥・飼料化としての資源化を推進する
○使い捨て製品の購入を控える
○物品等の納入時に不要な包装を控えるように要請する

6.2　建築物の建築・管理等にあたっての配慮

１）建築物の建築にあたっての取り組み

○公共施設への太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入を行う（補助金等も活用）
○耐久性の高い材料・工法を採用する
○風通しの良い建築様式の導入に努める

２）建築物の管理にあたっての取り組み
○施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置を施す
○屋上や壁面の緑化を推進する
○蛍光灯の反射板の清掃や取り替えを行う
○設置されている蛍光灯の適正本数の検討を行う
○LED ライトの導入を検討する
○ESCO の導入・効果的な活用の検討を行う

３）建築物の修理・解体にあたっての取り組み

○建設副産物のリサイクル推進し、公共工事の発注にあたっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品の使用に努める

6.3　その他事務・事業にあたっての配慮

１）公共事業にあたっての取り組み

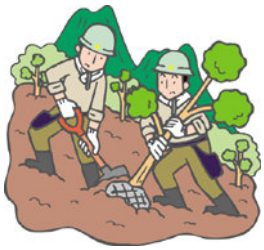

○公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーシステムの導入を行う(再掲)

○公共施設の周辺に植栽を施す

○公共事業の発注に際し、契約事項に地球温暖化防止に関する条項を入れる

○公共事業における樹木の伐採を低減するよう計画する

○森林整備や緑化推進活動の積極的な推進

○公共施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置を施す(再掲)

○小中学校の体育館や運動場における照明施設の LED ライト導入を積極的に促進する(再掲)

○学校等におけるフィフティ・フィフティ制度導入を検討する

２）環境保全に関する意識向上にあたっての取り組み

○職員１人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える

○美化活動等に積極的に参加する

○自転車・徒歩通勤を奨励する

○通勤は可能な限り公共交通機関を利用する

○毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより、意識啓発に努める（本計画担当課）

◎　二酸化炭素削減効果

一世帯あたりの年間CO_2削減効果は、杉の木1本あたり1年で吸収するCO_2量(平均14kg)で表しています。

取り組みの例		一世帯あたりの年間ＣＯ2削減効果	一世帯あたりの年間節約効果	対策事例
	冷房は必要なときだけつける ※1日1時間短縮した場合（設定温度28℃）	約0.5本 7.0kg	約410円/年	・ドア、窓の開閉は少なく。 ・レースのカーテンやすだれなどで日差しをカット。 ・外出時は昼間でもカーテンを閉めると効果的。 ・扇風機を併用。風が体にあたると涼しく感じます。
	電球形蛍光ランプに取り替える	約2.2本 31.3kg	約1,850円/年	・点灯時間を短く。 ・器具の掃除で明るさアップ。
	テレビを見ないときは消す ※1日1時間見る時間を減らした場合(ブラウン管)	約0.9本 11.9kg	約700円/年	・画面の輝度を最適に調整。 ・テレビ画面は一週間に一度くらい掃除。
	開けている時間を短く ※開けている時間が20秒と10秒の場合の比較	約0.2本 2.3kg	約130円/年	・ものを詰め込みすぎない。 ・無駄な開閉はしない。 ・設定温度は適切に。 ・壁から適切な間隔で設置。
	パソコンは使うときだけＯＮにする ※デスクトップの場合	約0.8本 11.8kg	約690円/年	・スクリーンセーバーの設定は黒い画面に設定する。 ・電源オプションをシステムスタンバイに設定する。
	電気ポットの保温を止める ※保温状態維持と保温せず再沸騰させた場合の比較	約2.9本 40.1kg	約2,360円/年	・低めの温度で保温して、必要なときはその都度再沸騰させる。 ・長期間使わないときはコンセントからプラグを抜く。
	炎がなべ底からはみ出さないように調節	約0.4本 5.4kg	約370円/年	・なべの水滴をふき取ってからコンロに。 ・なべ底は丸いものより平たいものが効率的。 ・野菜の下ごしらえは電子レンジを活用する。 ・生ごみは堆肥化して家庭菜園に使用する。
	ふんわりアクセル「eスタート」 ※発進時、5秒間の省エネ意識	約13.9本 194kg	約10,030円/年	・自転車や公共交通機関の利用を心がける。 ・走る速度を5km/h低減。 ・タイヤの空気圧を適正に。
	アイドリングストップ ※5秒の停止で、アイドリングストップ	約2.9本 40.2kg	約2,080円/年	・短い時間(5秒)の停止でもエンジンを切る。 ・大気汚染物質の排出削減にも寄与する。
	シャワーは不必要に流したままにしない ※流す時間を1分短縮	約2.1本 29.1kg	約3,000円/年	・入浴は間隔をあけずに。 ・使用後は、種火、電源を切りましょう。
	部屋を片付けてから掃除機をかける	約0.1本 2.0kg	約120円/年	・集塵パックは適宜取り替える。 ・ほうきを使って掃除する。
	洗濯物はまとめ洗い	約0.2本 2.2kg	約3,950円/年 (水道料金含む)	・お風呂残り湯を利用する。 ・洗剤は適量に。
	野菜（根菜）の下ごしらえに電子レンジを活用	約1.0本 13.4kg	約1,010円/年	・焦げ目をつけたあとの仕上げは電子レンジへ。 ・ごはんを40時間以上保温する場合は、電子レンジで温め直す方が省エネです。
	温水洗浄便座では、使わないときはフタを閉める	約0.9本 13.0kg	約770円/年	・便座暖房の温度は低めに。 ・洗浄水の温度は低めに。 ・寒い季節だけ便座暖房を使う。
合　　計		約404Kg/年 (約29本)	約27,470円/年	

出典：「沖縄電力環境行動レポート 2010」　沖縄電力

第７章　計画の推進

7.1　推進体制

本計画の進行管理及び見直しを行う事務局を村民課に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。

また、各課に推進担当者を 1 名以上置き、事務局への温室効果ガス排出量等に関する報告を行うとともに、各課での温室効果ガス削減への取り組みの普及に努めます。

「推進委員会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

①推進委員会

副村長を委員長、総務課長を副委員長とし、管理職等の構成員をもって組織します。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

②推進担当者

各課及び各出先機関に１名以上の「推進担当者」を置きます。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携を行い、点検し、計画の総合的な推進を図ります。

③事務局

事務局を村民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

◎　実行計画の推進体制フロー図

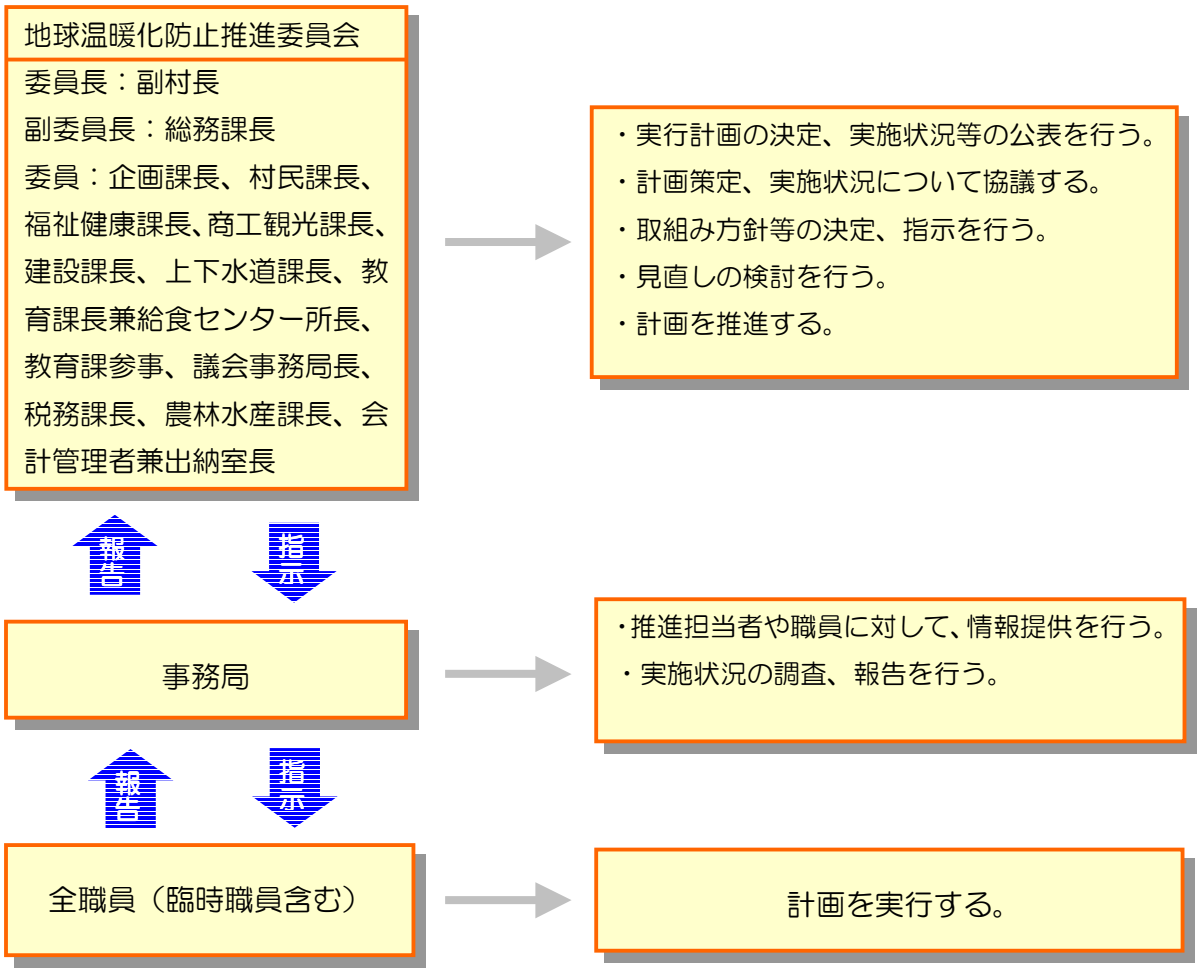

7.2　進行管理

①情報提供、啓発等

事務局は、職員に対し地球温暖化防止に関する意識の向上を図るため、各種情報提供、啓発活動、説明会開催等を行う。

また、各課の推進担当者は、課内職員に対する意識啓発に努める。

②点検・評価

事務局は、各課の推進担当者を通し、計画の進捗状況を年に 1 回以上取りまとめを行い、村長へ報告する。温室効果ガスの排出量や取り組み状況等の結果を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行う。

③推進担当者及び職員

推進担当者は、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を推進委員会に報告を行うものとする。

また、職員は、推進担当者への協力を行うと共に、実施計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取組みを行う。

恩納村地球温暖化対策実行計画の推進・点検・評価を図るため、PDCA サイクル（計画-実行-点検-見直し）を構築し継続的に改善を行う。

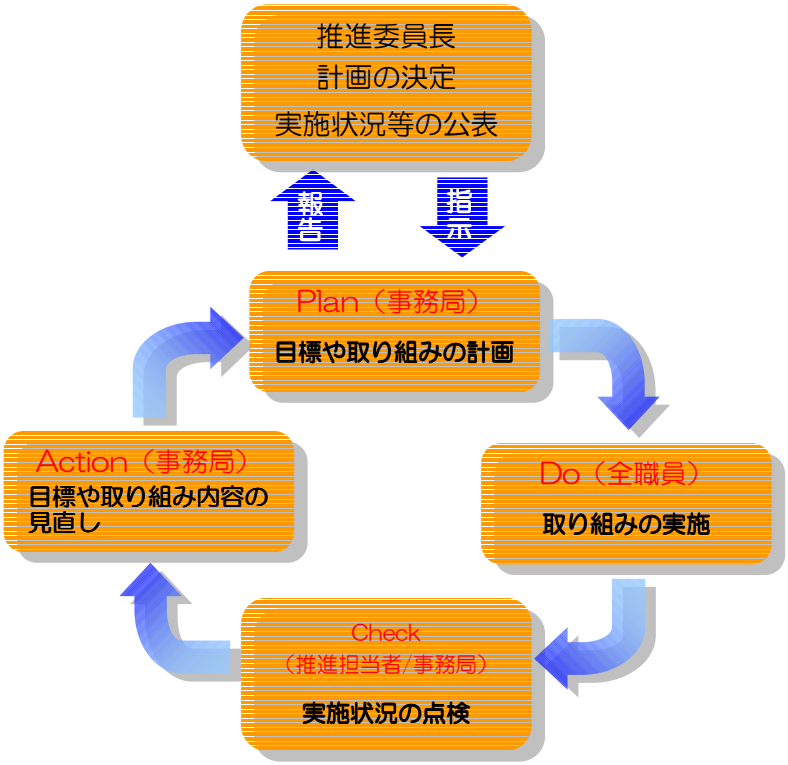

7.4　計画の取り組み成果の公表

本計画の実施状況については、恩納村の広報紙やホームページなどで毎年公表します。

7.5　職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、庁内放送を利用した呼びかけ、掲示板、回覧板等を利用することにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

資　料　編

算定方法 …… 27
活動量 …… 28
二酸化炭素（CO2）排出量 …… 29
地球温暖化対策の推進に関する法律 …… 30
恩納村地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要項 …… 51
語句説明 …… 53

算定方法

① 燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO2）の排出量算定

CO2 排出量　＝　燃料使用量　×　単位発熱量　×　排出係数　×　44/12

（kg-CO2）　（L 等）　（MJ/L 等）　（kg-C/MJ）　（kg-CO2/ kg-C）

表 1　燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
ガソリン（L）	34.6（MJ/L）	0.0183（kg-C/MJ）
灯油（L）	36.7（MJ/L）	0.0185（kg-C/MJ）
軽油（L）	37.7（MJ/L）	0.0187（kg-C/MJ）
A 重油（L）	39.1（MJ/L）	0.0189（kg-C/MJ）
B 重油（L）	41.9（MJ/L）	0.0195（kg-C/MJ）
液化石油ガス（LPG）（kg）	50.8（MJ/kg）(注 1)	0.0161（kg-C/MJ）

参考：地球温暖化対策推進法施行例

（注 1）：活動量が m3 の場合、101.6MJ/m3 を使用

実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス排総排出量算定方法ガイドライン　平成 23 年　環境省

② 電気の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO2）の排出量算定

CO2 排出量　＝　電気使用量　×　排出係数

（kg-CO2）　（kWh）　（0.932kg-CO2/kWh）(注 2)

（注 2）平成 23 年度の沖縄電力の排出係数

参考：温対法に基づく政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定に用いる平成２3 年度の電気事業者ごとの排出係数等の公表について

活動量

庁舎別	課名	活動量	活動量	活動量	活動量	活動量	活動量	活動量
		燃料使用						
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	B重油	LPG	電気使用量
		L	L	L	L	L	m3	kWh
本庁舎	総務課	17,834.00	2,331.00					581,789
本庁舎	村民課	292.44		3,085.85				
本庁舎	税務課	1,441.62						
本庁舎	福祉健康課	2,815.00						
本庁舎	企画課							
本庁舎	建設課	2,941.00		663.00				
本庁舎	商工観光課							
本庁舎	農林水産課							
本庁舎	上下水道課（上水）	2,372.45		1,184.98				
本庁舎	上下水道課（下水）	931.00						
本庁舎	出納室							
本庁舎	議会事務局							
本庁舎	農業委員会							
本庁舎	教育委員会							
本庁舎	選挙管理委員会							
本庁出先機関	学校給食センター	364.06		4,784.18				426,218
本庁出先機関	恩納村博物館	628.43					0.20	128,929
本庁出先機関	山田小中学校・山田幼稚園						*39.20*	288,617
本庁出先機関	仲泊小中学校・仲泊幼稚園						*27.00*	311,771
本庁出先機関	恩納小中学校・恩納幼稚園						*15.10*	311,683
本庁出先機関	安富祖小中学校・安富祖幼稚園						*85.10*	281,527
本庁出先機関	喜瀬武原小中学校・喜瀬武原幼稚園						*39.80*	239,058
本庁出先機関	山田保育所（子育て支援センター含む）		1,135.00					74,994
本庁出先機関	恩納保育所		1,755.00					43,489
本庁出先機関	安富祖保育所		1,622.00					51,472
本庁出先機関	仲泊畑地灌漑施設							53,115
	total	29,620	6,843	9,718	0	0	206	2,792,662

注：斜体数字はセル中に計算式挿入（小中学校と幼稚園の分を加算式で挿入）。

二酸化炭素（CO2）排出量

庁舎別	課名	CO2	CO2	CO2	CO2	CO2	CO2	CO2	CO2
		燃料使用							課計
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	B重油	LPG	電気使用量	
		kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2
本庁舎	総務課	41,404	5,803	0	0	0	0	542,227	589,435
本庁舎	村民課	679	0	7,977	0	0	0	0	8,656
本庁舎	税務課	3,347	0	0	0	0	0	0	3,347
本庁舎	福祉健康課	6,535	0	0	0	0	0	0	6,535
本庁舎	企画課	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁舎	建設課	6,828	0	1,714	0	0	0	0	8,542
本庁舎	商工観光課	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁舎	農林水産課	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁舎	上下水道課（上水）	5,508	0	3,063	0	0	0	0	8,571
本庁舎	上下水道課（下水）	2,161	0	0	0	0	0	0	2,161
本庁舎	出納室	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁舎	議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁舎	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁舎	教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁舎	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁出先機関	学校給食センター	845	0	12,367	0	0	0	397,235	410,447
本庁出先機関	恩納村博物館	1,459	0	0	0	0	1	120,162	121,622
本庁出先機関	山田小中学校・山田幼稚園	0	0	0	0	0	235	268,991	269,226
本庁出先機関	仲泊小中学校・仲泊幼稚園	0	0	0	0	0	162	290,571	290,733
本庁出先機関	恩納小中学校・恩納幼稚園	0	0	0	0	0	91	290,489	290,579
本庁出先機関	安富祖小中学校・安富祖幼稚園	0	0	0	0	0	510	262,383	262,894
本庁出先機関	喜瀬武原小中学校・喜瀬武原幼稚園	0	0	0	0	0	239	222,802	223,041
本庁出先機関	山田保育所（子育て支援センター含む）	0	2,826	0	0	0	0	69,894	72,720
本庁出先機関	恩納保育所	0	4,369	0	0	0	0	40,532	44,901
本庁出先機関	安富祖保育所	0	4,038	0	0	0	0	47,972	52,010
本庁出先機関	仲泊畑地灌漑施設	0	0	0	0	0	0	49,503	49,503
	total	68,768	17,036	25,121	0	0	1,238	2,602,761	2,714,923

注：斜体数字はセル中に計算式挿入（小中学校と幼稚園の分を加算式で挿入）。

地球温暖化対策の推進に関する法律

（平成十年十月九日法律第百十七号）

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　京都議定書目標達成計画（第八条・第九条）
第三章　地球温暖化対策推進本部（第十条―第十九条）
第四章　温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条―第二十七条）
第五章　森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）
第六章　割当量口座簿等（第二十九条―第四十一条）
第七章　雑則（第四十二条―第四十七条）
第八章　罰則（第四十八条―第五十条）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

２　この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

３　この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一　二酸化炭素

二　メタン

三　一酸化二窒素

四　ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五　パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六　六ふっ化硫黄

４　この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中

に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

５　この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

６　この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素ートンを表す単位により表記されるものをいう。

一　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条７に規定する割当量

二　京都議定書第三条３に規定する純変化に相当する量の割当量

三　京都議定書第六条１に規定する排出削減単位

四　京都議定書第十二条３（ｂ）に規定する認証された排出削減量

五　前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条１の算定される割当量として認められるものの数量

（国の責務）

第三条　国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

２　国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

３　国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

４　国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。

５　国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

６　国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための

施策を推進するものとする。
２　地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）
第五条　事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）
第六条　国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）
第七条　政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条１（ａ）に規定する目録及び京都議定書第七条１に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第二章　京都議定書目標達成計画

（京都議定書目標達成計画）
第八条　政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。
２　京都議定書目標達成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
二　国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項
三　温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
四　前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
五　前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
六　第二十条の二第一項に規定する政府実行計画及び第二十条の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
七　温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
八　第三条第四項に規定する措置に関する基本的事項
九　前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項
３　内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

（京都議定書目標達成計画の変更）
第九条　政府は、平成二十一年において、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。
２　政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、京都議定書目標達成計画を変更しなければならない。
３　前条第三項及び第四項の規定は、京都議定書目標達成計画の変更について準用する。

第三章　地球温暖化対策推進本部

（地球温暖化対策推進本部の設置）
第十条　地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）
第十一条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　京都議定書目標達成計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
二　長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

（組織）
第十二条　本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

（地球温暖化対策推進本部長）
第十三条　本部の長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（地球温暖化対策推進副本部長）
第十四条　本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。
２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（地球温暖化対策推進本部員）
第十五条　本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。
２　本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（幹事）
第十六条　本部に、幹事を置く。

２　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
３　幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

（事務）
第十七条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）
第十八条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）
第十九条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

（国及び地方公共団体の施策）
第二十条　国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。
２　都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（政府実行計画等）
第二十条の二　政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。
２　政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　計画期間
二　政府実行計画の目標
三　実施しようとする措置の内容
四　その他政府実行計画の実施に関し必要な事項
３　環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
５　環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。
６　前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
７　政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三　　都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

２　　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　　計画期間

二　　地方公共団体実行計画の目標

三　　実施しようとする措置の内容

四　　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

３　　都道府県並びに地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項 の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一　　太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二　　その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三　　公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四　　その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法 （平成十二年法律第百十号）第二条第二項 に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項 に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

４　　都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

５　　指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

６　　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

７　　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

８　　都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

９　　第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

１０　　都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

１１　　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

１２　　前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十条の四　　地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

２　　前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　　地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等

二　　関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三　　学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者

３　　主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

（事業活動に伴う排出抑制等）

第二十条の五　　事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

（日常生活における排出抑制への寄与）

第二十条の六　　事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　　日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（排出抑制等指針）

第二十一条　　主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二　　事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大

臣」という。）に報告しなければならない。
２　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。
３　この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（権利利益の保護に係る請求）
第二十一条の三　特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。
２　特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。
３　事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。
４　事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
５　前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。
６　前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

（報告事項の通知等）
第二十一条の四　事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。
２　前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。
一　前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。
二　前条第一項の請求があった場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項（当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を同条第一項の主務省令で定めるところにより合計した量）を通知すること。
三　前条第一項の請求があった場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。

３　事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。
４　事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

（報告事項の記録等）
第二十一条の五　環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
２　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
３　環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十一条の三第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。
４　環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

（開示請求権）
第二十一条の六　何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。
２　前項の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。
一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
二　開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

（開示義務）
第二十一条の七　主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

（情報の提供等）
第二十一条の八　特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十一条の二第一項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。
２　事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものと

する。
３　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
４　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
５　環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。
６　前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

（技術的助言等）
第二十一条の九　主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の抑制等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律 との関係）
第二十一条の十　特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律 （昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項 （同法第十九条の二第一項 において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（同法第六十九条 及び第七十一条第六項 において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告があったときは、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー（同法第二条第一項 に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項 （同法第十九条の二第一項 において準用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項 （同法第十九条の二第一項 において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項 の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項 に規定する主務大臣」と、同法第五十六条第一項 （同法第六十九条 及び第七十一条第六項 において準用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三条第一項 の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項 に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供）
第二十一条の十一　一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（事業者の事業活動に関する計画等）
第二十二条　事業者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。
２　前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

（地球温暖化防止活動推進員）
第二十三条　都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
２　地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
一　地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
二　住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
三　地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
四　温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

（地域地球温暖化防止活動推進センター）
第二十四条　都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法 （平成十年法律第七号）第二条第二項 の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。
２　地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
一　地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
二　日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
三　前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
四　地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
五　地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
六　前各号の事業に附帯する事業
３　都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指

定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
４　都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
５　都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
６　地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
７　第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

（全国地球温暖化防止活動推進センター）
第二十五条　環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。
２　全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
一　地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
二　日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
三　前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
四　日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
五　地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。
六　前各号の事業に附帯する事業
３　環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
４　前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（地球温暖化対策地域協議会）
第二十六条　地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

２　前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
３　前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

（環境大臣による地球温暖化防止活動の促進）
第二十七条　環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

第五章　森林等による吸収作用の保全等

第二十八条　政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第六章　割当量口座簿等

（割当量口座簿の作成等）
第二十九条　環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条４に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定（以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。）に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。
２　割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

（算定割当量の帰属）
第三十条　算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

（割当量口座簿の記録事項）
第三十一条　割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。
一　国の管理口座
二　国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国法人」という。）の管理口座
２　前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。
３　第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。
一　口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項
二　保有する算定割当量の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）
三　前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

四　その他政令で定める事項

（管理口座の開設）

第三十二条　算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。

２　管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。

３　管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

４　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

５　環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

６　環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第三十三条　口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

２　前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

３　前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

（振替手続）

第三十四条　算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

２　算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。

３　前項の申請をする口座名義人（以下「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二　当該振替により増加の記録がされるべき管理口座（第四号に規定する場合を除く。以下「振替先口座」という。）

三　振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別

イ　取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）

ロ　償却（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることをいう。）

ハ　次条第二項の義務を履行する目的
二　イからハまでに掲げる目的以外の目的
四　京都議定書の他の締約国（以下「他の締約国」という。）に存在する口座への算定割当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名及び当該振替により増加の記録がされるべき口座
４　第二項の申請があった場合には、前項第四号に規定する場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。
一　申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録
二　振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録
５　申請人から第三項第四号に掲げる事項を示す申請があった場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該他の締約国及び事務局に対し当該振替に係る通知を発するとともに、当該他の締約国及び事務局から当該振替の完了の通知を受けた後に、当該申請人の管理口座の同項第一号の算定割当量についての減少の記録をするものとする。
６　他の締約国又は事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。
７　算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

（植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置）
第三十四条の二　環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条３（ｂ）に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるものの取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。）に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条３（ｂ）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があった場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。
２　前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国の管理口座への移転を行わなければならない。

（算定割当量の譲渡の効力発生要件）
第三十五条　算定割当量の譲渡は、第三十四条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。
２　他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関する前項の規定の適用については、当該他の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもって、同項の増加の記録を受けたものとみなす。

（質権設定の禁止）

第三十六条　　算定割当量は、質権の目的とすることができない。

（算定割当量の信託の対抗要件）
第三十七条　　算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第三十一条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（保有の推定）
第三十八条　　国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

（善意取得）
第三十九条　　第三十四条（第六項を除く。）の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求）
第四十条　　口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（勧告及び命令）
第四十条の二　　環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第三十四条の二第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。
２　　環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（環境省令・経済産業省令への委任）
第四十一条　　この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

第七章　雑則

（措置の実施の状況の把握等）
第四十二条　　政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

（温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進）
第四十二条の二　　政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

（この法律の施行に当たっての配慮）
第四十二条の三　環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（関係行政機関の協力）
第四十三条　環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。
２　環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

（手数料）
第四十四条　次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
一　第二十一条の六第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
二　第三十二条第三項の管理口座の開設の申請をする者
三　第三十四条第二項の振替の申請をする者
四　第四十条の書面の交付を請求する者

（磁気ディスクによる報告等）
第四十五条　事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告、第二十一条の三第一項の請求又は第二十一条の八第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。
２　事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。
３　主務大臣は、第二十一条の六第一項（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は第二十一条の七（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

（経過措置）
第四十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（主務大臣等）
第四十七条　この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。
２　この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。
３　内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）

を金融庁長官に委任する。
４　この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
５　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章　罰則

第四十八条　第三十二条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
２　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第四十九条　第二十四条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一　第二十一条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（検討）
第二条　政府は、京都議定書第六条１に規定する事業、京都議定書第十二条１に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条　政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
２　政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、平成二十三年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。〉

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一四年六月七日法律第六一号）

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とする改正規定、第十二条の次に二条、一章、章名及び一条を加える改正規定（第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。）並びに第十一条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一七年六月一七日法律第六一号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

附　則　（平成一七年八月一〇日法律第九三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十一号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一八年六月七日法律第五七号）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二〇年五月三〇日法律第四七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公

布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

附　則　（平成二〇年六月一三日法律第六七号）

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、同条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定（第二十条の四に係る部分に限る。）、第二十九条及び第三十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十五条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定並びに第四十七条及び第五十条の改正規定　公布の日
二　第二十条の三の次に四条を加える改正規定（第二十条の五から第二十一条までに係る部分に限る。）公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三　第二十三条から第二十六条まで及び第四十九条の改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（温室効果ガス算定排出量の報告に関する経過措置）
第二条　この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二から第二十一条の四まで及び第二十一条の十の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用し、平成二十一年度において報告すべき同項に規定する温室効果ガス算定排出量については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

恩納村地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２０条の３第１項の規定に基づき、温室効果ガスの排出のための措置に関する恩納村地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）を策定するため、恩納村地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　実行計画の策定に関すること。

（２）　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

３　委員長は、副村長をもって充てる。

４　副委員長は、総務課長をもって充てる。

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する事項の審議が終了するまでとする。

（委員長の職務）

第５条　委員長は、委員会を統括し、委員会の長になる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集し、委員の過半数の出席により成立する。

２　委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、村民課生活環境係において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

恩納村地球温暖化対策実行計画策定委員会名簿

	役　員	役　職
１	委員長	副村長
２	副委員長	総務課長
３	委員	企画課長
４	委員	村民課長
５	委員	福祉健康課長
６	委員	商工観光課長
７	委員	建設課長
８	委員	上下水道課長
９	委員	教育課長兼給食センター所長
１０	委員	教育課参事
１１	委員	議会事務局長
１２	委員	税務課長
１３	委員	農林水産課長
14	委員	会計管理者兼出納室長

語句説明

この語句説明は、主に「平成24年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）」及びウェブサイト「EICネット（http://www.eic.or.jp/）」等を参考に作成しています。

語句	語句の説明
ウィン・ウィンアプローチ	環境負荷の低減と収益性を両立させる方法。
ウォームビズ	暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
環境ラベリング	環境ラベル 。 製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、1）「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2）事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3）ライフサイクルアセスメント（LCA）を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。
気候変動に関する政府間パネル	1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
気候変動に関する国際連合枠組条約	一般的に気候変動枠組条約と呼ばれる。地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。
京都議定書	気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書 一般的に京都議定書と呼ばれる。1997 年12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005年2月に発効。米国は批准していない。
京都議定書目標達成計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、平成17年4月に閣議決定され、平成20年3月に改定された、京都議定書によるわが国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。
京都メカニズム	京都議定書において導入された、国際的に協調して数値目標を達成するための制度。1）国際排出量取引（International Emissions Trading）、2）共同実施（JI：Joint Implementation）、3）クリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）の3種類がある。
クールビズ	冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り，持続的発展が可能な社会を構築を推進することを目的としている。平成13年4月1日施行。
グリーン購入法	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」参照。

語句	語句の説明
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
3R	サンアール、スリーアール。 リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。
第二約束期間	京都議定書における数値目標は2008年～2012年の「第一約束期間」に設定されており、これに引き続く2013年～2018年を「第二約束期間」と呼ぶ。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。
低炭素社会	炭素を含む化石燃料へ依存した社会から脱却し、経済発展を妨げることなしに温室効果ガス排出を大幅に削減した社会。
デマンド監視システム	電気の使用量を常時監視し、管理目標として設定されたデマンド値（最も電力を消費している時間帯の消費電力量）を超過しないように警報やランプで知らせるシステム。
フィフティ・フィフティ制度	ドイツで発祥した、学校などで行われる省エネプログラム。学校が節約した光熱費などの半分をその学校が自由に活用できるとする制度。
附属書Ⅰ国	気候変動枠組条約で規定される附属書Ⅱ締約国（OECD）＋移行期経済国（旧ソ連、東欧諸国）のことで、温室効果ガスの削減やさまざまな報告の義務を負う。
COP	Conference of the Partiesの頭文字をとったもので、条約の締約国会議を意味する略称。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。
ESCO	Energy Service Companyの略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。
IPCC	「気候変動に関する政府間パネル」参照。
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステム的考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単にPDCAという場合もある。